平成２２年（フ）第８１１０号
大阪府大東市御領１丁目２番５号　辻本文化
債務者　黒木　敏幸
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８１４９号
大阪府吹田市高野台１丁目５番Ｂ18―304号
債務者　田中　弥生
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８２２７号
大阪府大東市灰塚２丁目14番22号　コンフォートステージⅡ307号
債務者　小塚　睦美
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８２２９号
大阪府枚方市招提大谷３丁目47番22号
債務者　柿田　真理
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８２３３号
大阪市西成区萩之茶屋１丁目13番26号　アパート福助220号室、住民票上の住所大阪府豊中市中桜塚５丁目18番27―301号
債務者　今西　孝治
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８２３９号
大阪市城東区永田４丁目15番24号マンション諏訪301
債務者　大賀佐智子
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８２４２号
大阪市港区港晴２丁目４番25号　大阪市立港晴寮
債務者　松岡　弘好
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８２４５号
大阪府茨木市豊原町９番105号
債務者　坂元　千賀
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９９号
福岡県築上郡築上町大字本庄2056番地
債務者　山口　愛子
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２２年（フ）第１０９号
福岡県豊前市大字三毛門168番地
債務者　宗像　伸二
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２２年（フ）第１１６号
福岡県築上郡築上町大字高塚260番地
債務者　吉留　美代
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２２年（フ）第３２８号
長崎県長崎市愛宕１丁目32番28号
債務者　白石　清子
1　決定年月日時　平成22年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５７７号
岐阜市福光東１丁目29番６号
債務者　山本　禮子
1　決定年月日時　平成22年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第５８７号
岐阜市西野町６丁目17番地　モリシマビル201号室
債務者　小林　春喜
1　決定年月日時　平成22年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第６１６号
岐阜市則松３―150―２、住民票上の住所岐阜県美濃市極楽寺297番地１　メルヴェール205号室
債務者　長谷川はるみ
1　決定年月日時　平成22年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第６５９号
岐阜市川部１丁目23番地11
債務者　小川たか子
1　決定年月日時　平成22年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
岐阜地方裁判所